

資料4

中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
(第39回)H22.3.12

○文部科学省令第四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第一百条第三項の規定に基づき、専門職大学院設置基準及び学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十日

文部科学大臣 川端 達夫

専門職大学院設置基準及び学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令

（専門職大学院設置基準の一部改正）

第一条 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

第二十五条第三項中「みなすことのできる単位数」の下に「（第一項ただし書の規定により三十単位を
超えてみなす単位を除く。）」を加える。

（学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正）

第二条 学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六
年文部科学省令第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「法科大学院（」の下に「以下この項及び」を加え、同項第一号口中「確保」の下に「
及び適性の適確かつ客観的な評価」を加え、同号ハ中「教員組織」を「専任教員の適切な配置その他の教
員組織」に改め、同号ホ中「教育課程」を「教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他
の体系的な教育課程」に改め、同号ワの次に次のように加える。

カ 法科大学院の課程を修了した者の進路（司法試験の合格状況を含む。）に関すること。

第四条第一項第二号中「評価方法が、」の下に「前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする
者が」を加え、「第百三十九号」の下に「第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と
認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法」を加える。

附 則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

改 正 後	改 正 前
<p>（法学既修者）</p> <p>第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、第二十三条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）は、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二條第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。</p>	<p>（法学既修者）</p> <p>第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、第二十三条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二條第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。</p>

○学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年三月十二日文科科学省令第七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（法科大学院に係る法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）</p> <p>第四条 第一条第一項及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（以下この項及び次項において単に「法科大学院」という。）の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 大学評価基準が、第一条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。</p> <p>イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。</p> <p>ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること。</p> <p>ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること。</p> <p>ニ 在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に関すること。</p> <p>ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること。</p>	<p>（法科大学院に係る法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）</p> <p>第四条 第一条第一項及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（次項において単に「法科大学院」という。）の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 大学評価基準が、第一条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。</p> <p>イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。</p> <p>ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保に関すること。</p> <p>ハ 教員組織に関すること。</p> <p>ニ 在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に関すること。</p> <p>ホ 教育課程の編成に関すること。</p>

へ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること。

ト 授業の方法に関すること。

チ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること。

リ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること。

ヌ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができ
る単位数の上限の設定に関すること。

ル 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者
の認定に関すること。

ヲ 教育上必要な施設及び設備（ワに掲げるものを除く。）に関す
ること。

ワ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること。

カ 法科大学院の課程を修了した者の進路（司法試験の合格状況を
含む。）に関すること。

二 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとす
る者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（
平成十四年法律第三十九号）第二条に規定する法曹養成の基本理
念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的
に評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に
行うに足りるものであること。

2

(略)

へ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関す
ること。

ト 授業の方法に関すること。

チ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確
保に関すること。

リ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究
の実施に関すること。

ヌ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができ
る単位数の上限の設定に関すること。

ル 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者
の認定に関すること。

ヲ 教育上必要な施設及び設備（ワに掲げるものを除く。）に関す
ること。

ワ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること。

(新設)

二 評価方法が、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する
法律（平成十四年法律第三十九号）第五条第二項に規定する認
定を適確に行うに足りるものであること。

2

(略)

